

京都市告示第769号

京都市眺望景観創生条例施行規則第11条第4項の規定により、建築物等のデザインに関する事前協議に関する書類の閲覧について、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を次のとおり定めます。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

- 1 建築物等のデザインに関する事前協議に関する書類の閲覧場所を都市計画局都市景観部景観政策課内に置く。
- 2 書類を閲覧することができる日は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日以外の日とする。
- 3 書類の閲覧時間は、前項の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 4 市長は、前3項の規定にかかわらず、書類を整理する必要があるとき又はその他必要があると認めるときは、閲覧場所、閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することがある。
- 5 書類は、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。
- 6 書類の閲覧を申請した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、書類の閲覧を禁止し、又は制限することがある。
  - (1) 書類を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (3) 職員の指示に従わないとき。
  - (4) 著しく大量に閲覧をするとき。
  - (5) 写真機その他の機器により、書類を撮影し、若しくは複写したとき又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、景観政策課長が不相当と認めるとき。

(都市計画局都市景観部景観政策課)